

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

伊賀市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

三重県伊賀市

3 地域再生計画の区域

三重県伊賀市の全域

4 地域再生計画の目標

伊賀流忍術発祥の地として全国から認知されている本市は、京都・大阪・名古屋の中間点に位置し、四方を山に囲まれた伊賀盆地の中で東西文化が混ざり合う独自の歴史風土が受け継がれている。その中で育まれた住民自治の精神は、全国に先駆けた自治基本条例の制定につながり、また、製造業が盛んなことから外国人住民が多く、さらに同性パートナーシップ宣誓制度を導入するなど、あらゆる多様性を認め市民が主体的にまちづくりに参画する土壌が育まれている

本市の人口は、1998 年の 102,100 人を境に減少に転じ、2015 年の国勢調査では、前回（2010 年）から約 7,000 人減の 90,581 人となっており、住民基本台帳によると 2019 年には 91,226 人となっている。国立社会保障・人口問題研究所の推計では 2045 年には 52,258 人にまで減少する見込みである。

年齢 3 区分別人口では、年少人口は 1970 年代の「団塊ジュニア世代」の誕生により維持された期間があったが、1960 年以降、現在まで長期的には減少傾向にあり、1980 年代後半には老年人口を下回っている。生産年齢人口は 1960 年代以降一定水準を維持し、「団塊ジュニア世代」により 1990 年代前半に微増した時期があったが、その後は減少に転じ、現在まで減少が続いている。老年人口は、平均寿命も伸びていることから増加を続けている。2019 年では年少人口 10,138 人、生産年齢人口 51,402 人、老年人口 29,686 人となっている。

自然動態については、1980 年以前の 1960 年から 1970 年代半ばまで一定水準を維

持していたが、1975 年以降、減少に転じ、その傾向が現在まで続いている。また、死亡数については、1990 年代まで一定水準で推移し、それ以降は、老年人口の増加に伴い、微増傾向にある。1988 年を境に出生数が死亡数を上回る「自然増」から死亡数が出生数を上回る「自然減」の時代に入っている。2019 年では、死亡数 1,215 人、出生数 569 人で 646 人の自然減となっている。合計特殊出生率は、直近の 10 年間を見ると、概ね 1.4 程度で推移しており、人口置換水準（2.07）はもとより、国民の希望出生率（1.8）にも届いていない。2018 年では 1.35 となっている。

社会動態については、1990 年代は、ゆめぼりす伊賀の宅地開発等により転入が増加したものの、2007 年以降は、一貫して転出超過（「社会減」）の状態が続いている。2019 年では、転出数 3,604 人、転入数 3,454 人で 150 人の社会減となっている。

人口減少の主な要因は、出生数の減少による自然減と転出超過による社会減となっている。このような状態が続くと労働力や地域活動の担い手の減少、介護や医療など社会保障経費の増大、働く世代の負担増等といった課題が生じる。

人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある社会を維持していくためには、ライフシーン、ライフステージごとの切れ目ない支援と戦略的なシティプロモーションの推進により、「しごと」の創出と「ひと」の定住・流入の「好循環」が生まれる「まち」づくりの実現に取り組む必要がある。

これらの課題に対応するため、次の事項を基本目標に掲げ、さらに「誇れる・選ばれる伊賀市」の実現に向けたまちづくりを推進していく。

- ・基本目標 1 誰もが希望をもって働くことができる
- ・基本目標 2 安心して子どもを産み、育てることができる
- ・基本目標 3 心豊かに暮らし続けることができる
- ・基本目標 4 魅力を高め、にぎわいと交流を生み出す

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2025年度)	達成に寄与する地方版 総合戦略の基本目標	
				第1期	第2期
ア	市内総生産（産業分野）	506,073 百万円	547,000 百万円以上	基本目標1	基本目標1
	就業率 ※	96.3%	97.0%		—
	従業者数（工業統計）	19,464人	20,000人以上	—	基本目標1
イ	安心して子どもを産み、育てられるまちづくりに対する満足度 ※	38.2%	45.0%	基本目標2	—
	若年世代（20～39歳）の未婚率 ※	53.06%	47.0%		
	出生数	538人	610人以上	—	基本目標2
	若年（20～39歳）女性人口（社人研推計における2024年の伊賀市の若年女性人口）	6,157人	6,400人以上	—	基本目標2
ウ	住み続けたいと思う市民の割合	76.1%	80.0%以上	基本目標3	基本目標3
	近隣自治体との社会増減（転入増・転出減） ※	-160人	-100人		—
	連携する自治体全体での人口減少率 ※	-3.3%	-1.3%		
	地価公示価格の平均	29,554円	30,000円以上	—	基本目標3
エ	3大都市圏からの転入者数	1,120人	2,450人以上	基本目標4	基本目標4
	全国における伊賀市のブランド順位	230位	200位以上		

※2021年度までに実施した事業の効果検証に活用。

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

伊賀市まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 誰もが希望をもって働くことができるまちにする事業

イ 安心して子どもを産み、育てることができるまちにする事業

ウ 心豊かに暮らし続けることができるまちにする事業

エ 魅力を高め、にぎわいと交流を生み出すまちにする事業

② 事業の内容

ア 誰もが希望をもって働くことができるまちにする事業

観光を軸とした3次産業や農林業の活性化など地域の魅力や資源を活かした地域産業の強化とブランド化に取り組み、本市の主要産業である製造業に過度に偏らない強靱で多様な産業構造を目指す。

また、内発型産業の活性化と多様な就業形態に対応した雇用などイノベーションを創出するため企業等を支援するとともに、学生等とのマッチングや後継者・担い手の発掘など、人材の確保・育成に取り組む。

【具体的な事業】

- ・企業立地促進事業
- ・就労支援、職業相談事業 等

イ 安心して子どもを産み、育てることができるまちにする事業

安心して子どもを産み育てることができる環境を整えるため、民間企業や商工会議所などと連携し、出会い・結婚サポートに関する取組を進めるとともに、その時々状況に合わせた相談体制の充実や経済的な負担の軽減など、結婚・妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援を行う。

また、市内事業者に対して働き方改革を通じて仕事と家庭生活の両立支

援を推進し、男女問わず子育てや介護を担うことができる雰囲気や環境があると思えるまちづくりを目指すことにより、若い世代が望むワーク・ライフ・バランスを実現する。

【具体的な事業】

- ・ 少子化対策事業
- ・ 子育て相談支援事業 等

ウ 心豊かに暮らし続けることができるまちにする事業

本市が先進的に取り組む市民主体によるまちづくり（伊賀流自治）をさらに推進して地域防災の確保に努めるとともに、保健・医療・福祉分野の専門職が連携して医療・福祉サービス等の機能確保に取り組み、安心して暮らせるまちづくりを目指す。

また、本市特有の自然環境や都市の姿を継承した地域拠点とそれを支える交通ネットワーク等を構築し、魅力的な地方都市生活圏を形成します。

さらに、これまでから取り組んでいる名張市との広域行政連携に加え、伊賀市・甲賀市・亀山市広域連携推進会議（いこか連携推進プロジェクト）や、伊賀市を中心市とする定住自立圏など、地域間連携による魅力的な地域圏の形成に取り組み、複数の自治体で役割分担を行いながら、圏域全体で人口のダム機能を保持し人口減少対策に取り組む。

【具体的な事業】

- ・ 住民自治促進事業
- ・ 定住自立圏推進事業 等

エ 魅力を高め、にぎわいと交流を生み出すまちにする事業

まちなか居住の推進や空き店舗を活用した起業の支援に取り組み、官民連携による中心市街地の賑わいの拠点づくりを進めるとともに、外部に本市の魅力を最大限に発信するため、市民全体でおもてなしの心や地域資源を再認識する気運を醸成する。

また、移住促進のためワンストップ相談窓口を設置し、支援策をライフシーンごとに検討するなど、オーダーメイドの支援を行う。

【具体的な事業】

- ・ 移住・交流促進事業

・魅力発信事業 等

※ なお、詳細は第2次伊賀市総合計画第3次基本計画（第2期伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略を包含）のとおり

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

2,130,000千円（2020年度～2025年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度8月～9月に外部有識者で構成する総合計画審議会において取り組みの進捗状況进行评估し、内容の見直しを含めて検討する。総合計画審議会は公開で開催し、会議資料や議事内容等はホームページなどで公開する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画認定の日から2026年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2026年3月31日まで